

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十四期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和7年12月26日(金)		
開催時間	午後2時30分～午後3時05分		
開催場所	南館13階大会議室A		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	水町 雅子 委員	吉岡 茂 委員	小泉 ひろし 委員
	岡安 たかし 委員	はたの 昭彦 委員	鈴木又右衛門 委員
	國井 幹雄 委員	石川 祥江 委員	山口 真弘 委員
	上 茂之 委員	川崎 博章 委員	森崎 健一 委員
欠席者	松井 加奈絵 委員		
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十四期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○諮問事項(継続)</p> <p>1 〔諮問第492号〕足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について</p> <p>○報告事項</p> <p>1 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告</p> <p>2 「足立区個人情報保護評価委員会(PPAC)」の実施状況の報告</p>		
その他			

(審議経過)

## 1 開 会

○山根区政情報課長 それでは、お忙しい中、本日は足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの間、進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、審議会資料の確認をさせていただきますと存じます。本日の資料でございますが、審議会の式次第、事前に郵送させていただきました第十四期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料になります。それから、席次を席のほうにお配りさせていただいている次第でございます。

資料につきまして以上の3点になりますけれども、資料がないとか、ご自宅のほうという方がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただければ、資料はございますのでご提示させていただきますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせしたいと思っております。本日は、委員の皆様方16名のうち、15名のご出席をいただいております。松井先生も後ほどご参加かなとは思いますが、そうしますと全員となりますが、過半数を超えていますので、審議会は成立していることをお伝えさせていただきますと思います。

それでは、第十四期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきますと思います。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、継続の諮問事項が1件、それから報告事項が2件でございます。

再度のご案内で恐縮ですがけれども、本日はふだんのところと会場が違いまして、マイク

がなくても音声が届くような小ぢんまりとしたレイアウトにさせていただきましたので、ご発言がある方につきましては挙手をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

以降の会議につきましては、川合会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議ですが、基本的に公開により行うこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

## 2 確認事項

### 第十四期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)

○川合会長 次に移ります。会議録の確認になります。

第十四期・第3回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認をしたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～14ページにつづってございます。こちらについて何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見等ないということでしたら、こちらの要録を第十四期・第3回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように

決定いたしたく思います。

### 3 諮問事項（継続）

[諮問第492号] 足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について

○川合会長 では、諮問事項に移っていきたいと思います。

今回は前回の諮問事項の継続の案件ということでございます。前回の審議会において小委員会を設置いたしまして審議をしたところでございます。

審議の内容及び結果について、小委員会の委員長を務められました水町委員からご報告をお願いしたいと思います。

では、水町委員、よろしく願いいたします。

○水町委員 小委員会委員長を務めました水町と申します。よろしく願いいたします。

資料は17ページからになります。小委員会を開催して検討いたしましたが、形式的な点と読みやすさ、分かりやすさについて意見が出て、あとはこの内容で問題ないという結論になりました。小委員会としては、お諮りしているとおりで問題ないと考えております。

簡単ではありますが、私からは以上となります。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。Web参加の皆様もよろしいですか。

ありがとうございます。特にご意見等ないということでしたら、諮問第492号につきましては、小委員会変更（案）のとおり承認することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、承認することとしたいと思います。ありがとうございました。

### 4 報告事項

（1）特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告

○川合会長 続きまして、報告事項に入ります。

まず1点目になります。資料の98ページになります。報告事項の1番目、「特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告」でございます。

所管課からのご説明をお願いいたします。○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。

資料98ページをお開きいただければと存じます。報告事項（1）「特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告」でございます。

こちらにつきましては、番号法のところに規定します重要事項の変更ということになりますので、特定個人情報保護評価の再実施と審議会の小委員会の学識委員の皆様、評価書の内容を第三者点検ということで点検していただきました。

小委員会委員長の水町委員から点検の結果についてご報告をしていただくということで、水町先生、よろしく願いいたします。

○水町委員 では、特定個人情報保護評価についてご報告いたします。

住基、国保、地方税に関して、特定個人情報保護評価書を点検いたしました。もともとある評価書として、マイナポータルの機能を利用したオンライン申請受付開始に伴い変更があったので点検いたしました。こちらについても審議の結果、特段大きな問題はないという結論に至りました。

私からは以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○はたの委員 委員のはたのですけれども、「フローに変更が」ということなのですが、この図でいくと、どこがどういうふうにフローが変更になったのかだけ教えていただけますか。

○山根区政情報課長 こちらのフローは、あくまでも点検のためのフローという形になっておりまして、個別にそれぞれ評価書がございまして、何項目にもわたるような形の中で、1項目ずつ点検していったという形になります。

ですので、このベースのフローとは別の書式で点検したという形になっております。

○はたの委員 マイナポータルオンライン申請の受付が始まって、今までと事務フローは変わったということですよ、この説明でいくと。すみません、ちょっと分からないので。素人なので。具体的にどういうふうに申請の手続が変わったのかだけ説明していただけるとありがたいのですけれども。

○山根区政情報課長 マイナポータルの中でサービス検索とか電子申請の機能というのが入ってまいりましたので、オンライン申請の受付をするときに、こちらのサービスの内容を今までのやり方のところからくっつけるような形にしております。そうすると、それぞれの事務手続のフローが変わってくるということで、そこにその内容を入れて、その内容について第三者評価の学識の先生にも確認をしていただいたという形になります。

○はたの委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ございましたらお願いい

たします。よろしいでしょうか。

その他、特にご意見、ご質問等ないようでしたら、次の報告事項に移ってまいりたいと思います。

## (2)「足立区個人情報保護評価委員会(P P A C)」の実施状況の報告

○川合会長 報告事項の2番目になります。資料の101ページになります。報告事項(2)

「足立区個人情報保護評価委員会(P P A C)」の実施状況の報告」でございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。

足立区個人情報保護評価委員会(P P A C)を開催いたしました。こちらにつきましては毎月開催をしまして、この委員構成のメンバーで個人情報を取扱う委託について内容を点検しているものでございます。

7月の第4回は4件、第5回が2件、第6回が2件、第7回が4件ということで、各所管課から個人情報の取扱いの委託の内容についての点検が上がってまいりましたので、そちらは102ページから記載させていただいております。

7月につきましては4件ございまして、その中で被保護者健康管理支援ということで、こちらは福祉事務所で行っている生活保護受給者の方々の点検で、医療扶助の情報の活用という形で出てまいりました。

こちらについてもアドバイザーの先生方からも意見を頂きましたので、こちらの事業を進めるに当たって必要な項目だということで、所管のほうにこちらの反映をする形で事業を進めていくという形のご指摘を頂いております。

それから、子育て支援のアプリの導入と子

育て家庭訪問事業の運営委託という形がありまして、学童保育業務支援システムの導入の4件が7月の案件でございます。

評価につきましては、いずれもA評価ということになりまして、リスクとしては低いという形で検討が進んだものでございます。

1枚おめくりいただきまして、8月の案件につきましては2件でございます。

104ページに記載のところで、保育所業務支援システムの導入ということで、子どもさんを通わせています障がい福祉センター幼児発達支援室で保育所の業務支援システムを導入したいということでございました。

もう1点が、ふるさと納税関連サービス基本使用許諾契約ということで、ワンストップ特例という形がございますけれども、こちらについての中身も審査をさせていただいて、こちらもご意見は付帯という形でさせていただいております。評価はいずれもA評価ということになっております。

もう1枚おめくりいただきまして、106ページ以降が9月の第6回評価委員会になります。

こちら2件でございますが、1件目がクラウド型個別教育支援計画・個別指導計画の保護者アンケートを入れるということで、げんきの支援管理課で発達支援の関係についての指導計画をつくることについて委託を行ってまいりたいということで出てまいりました。データの保管場所と廃棄の形を明確にすること、その形の付帯意見をつけさせていただいて、内容としましては、システムとしてはA評価という形でございます。

もう一つが、振込不能情報の取得ということで、これは会計管理のほうで、今まで紙とかで支払いの事務をやったときに、不能で返ってきたものについて、それを再度処理するという作業を区役所で行っています。それ

をデータで行うという形のものでございます。金融機関側がデータのほうでやり取りということで、今まで紙だったところを切り替えてきているということで、そういう形のものについても確認をしております。こちらは銀行のシステムを導入するという形になりますので、A評価という形になっております。

続きまして、108ページになります。10月の委員会でございます。110ページにも1つありますので4つでございます。

1つ目が就学相談等にかかる発達検査業務ということで、こちらもげんきの支援管理課で、発達検査について今相談に来られる区民の方々が多いということで、待っていただくような状況もあると聞いております。こちらを解消するというので、外部委託の導入をしていくという形で審査を行いました。こちらについても評価としてはA評価ということでございます。

それから、2つ続いてICT戦略推進担当課で、DXの導入ということで、今クラウドを利用しました個人情報を取扱うデータのやり取りはメールとかを禁止しておりますので、正確にセキュリティが高いシステムを構築して、そこでやり取りを行うということで、クラウドを導入して、そのセキュリティを確認するという形をしております。

こちらのサービスについても、かなりセキュリティが高いものを使って、事業者さんとのやり取りですとか、あるいは国とか都とやり取りをするときに、このシステムを使って個人情報等のやり取りも大丈夫だという形のものでございます。こちらA評価となっております。

また、音声データテキスト化サービスということで、これもDXの関連ですけれども、こういう会議体もそうですが、区役所の中にかなり会議体が多くございます。こちらにつ

いて議事録の作成ですとか、そういうところにつきまして音声データの文字起こしを行う。音声データにつきましては個人情報だということがございますので、それに配慮したような形と、それからA I とかを活用いたしますので、A I の学習とかに個人情報の音声を使うとなると目的外利用という話になってしまいますので、そちらについてもA I の学習に使わないというサービスを使う形で個人情報の保護に努めるという形でございます。こちらについても、そういうサービスを選定しているということでA評価となっております。

110 ページで、日暮里・舎人ライナー混雑における混雑緩和に向けた実証実験ということで、今、日暮里・舎人ライナーのところバスを配置しまして、そちらで混雑緩和の運営を行っております。これは東京都交通局と一緒に区で行っている事業でございますが、こちらについてもバス事業者とこの事業を進めるのに、乗るのに予約が必要だということで個人情報の登録というものが出てまいりますので、そちらの内容についても確認させていただきました。こちらについても十分にそういう形がケアできているものだと思いますが、意見はございませんので、A評価という形になっているものでございます。

この後ろに書いてあります区民農園とか保活ワンストップオンライン相談業務ということで、これは東京都の連携事業で行っているシステムですが、こちらについては個人情報保護審議会にかけなくても十分セキュリティが保てているということで、区政情報課で確認をさせてもらったという形になっているものでございます。

私からは以上になります。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 小学校PTA連合会の山口と申します。ご報告ありがとうございます。

最後のPPACの実施状況の報告ということで、基本的には委員会でご判断されたので、この結果については特に異論はないのですけれども、ちょっと気になった点があるのでご教示いただければと思います。

直近、鳥取県倉吉市だったか、小学校の先生が自身のUSBデータに児童の成績をダウンロードして、それを筆箱に入れて、トイレかどこかに置き忘れて紛失するという事件があったかなと思います。

やはり現場の先生方は忙しいので、そういったことをやってしまうのが事情としては分かるのですけれども、これらの評価されていたシステムって、基本的には行政の方々で止まるのであれば、恐らく流出のリスクというのは、このルールにのっとってあまり大きくないかなと思います。これらのシステムが行政の外、例えば現場の方々ですとか、それこそ学童の方々を使うようなシステムであった場合、鳥取県のような情報漏えいのリスクを鑑みて評価されているのか、そのところは別として扱っているのか。そのあたりがこの評価の軸として含まれているか、含まれていないか、お聞かせいただければと思います。

○山根区政情報課長 それでは、区政情報課長の山根からお答えさせていただきます。

主には委託を活用した業務委託、民間の事業者さんの手を借りるという形で業務を進めていくものがほとんどでございます。また別に、東京都とか国が今DXを進めていますので、そちらで構築したシステムの中でデー

タをやり取りするという形のものもあるのですけれども、民間の事業者さんとの取決めは、契約上の仕様の中でこういう項目を盛り込みまして、事業者さんに守っていただくことを明確にした形で、ドキュメント文書に残した形でやり取りをするという形になります。

今、山口委員がおっしゃったように、我々が直接データを扱うときでも、正直な話を申し上げて情報漏えいがあるのも、行政側が直接扱うときもございます。これは本当に人的ミスが、どうしても最後の手段のところになってくるので、それを少なくするためにどれだけシステム化をするとか、そういう設計をするかという形については見させていただくのですが、最後のオペレーションで人が筆箱に入れてしまうとか、そういうところを防ぐというのはなかなか、日常では全部が防ぎ切れるところではないので、この中では全部が見られているところでないのは実情でございます。

ただ、運用上でそういう注意点をするのにチェックリストを使うとか、そういう形の取決めというのは、区全体の中ですとか、それから委託事業者にも求めて、それをちゃんとドキュメントで残すとか、点検をするという形を委託の中を含めているところではございます。

○山口委員 ありがとうございます。承知いたしました。

もう1点、教えてください。こちらの中でもどこかにご案内として出ていたAIを活用される仕組みが昨今増えてきていると思います。おっしゃってくださったとおり、AIについて学習をするというところで、データが知らないところで活用されて、それがいろいろなリスクを発生させるというのはあるかなと思っておりませんが、AIを使ったシ

ステムを別で管理するルールだったり、行政の中でそういったAIに特化した管理規程みたいなものというのは今あるのか。ないとしたら、今後そういうものが来年度以降つくられていく方針があるのかどうかというところをお聞かせいただければと思います。

○湯本情報システム課長 情報システム課長の湯本でございます。お答えさせていただきます。

AIのルールにつきましては、今ガイドラインをつくりまして——昨年の7月からだったと思うのですが——運用しております。その中では、重要な情報をAIに送らないですとか、個人情報を送らないですとか、つくったものが本当かどうか分からないので、必ず事実の確認をしてから外に出しなさいですとか、そういったルールを決めて運用しております。だんだんいろいろなことができるようになってきているので、ルールのほうは適宜見直ししながら進めていきたいと思っております。

○山口委員 承知しました。ありがとうございます。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

上委員、お願いいたします。

○上委員 前の議題でもよろしいですか。

○川合会長 はい。お願いいたします。

○上委員 質問ですけれども、資料の65ページです。

ここに「個人に関する情報(第8条1号)」とあるのですけれども、ここに書いてある内容って、保護法なんかでいう個人に関する情報という大きい枠があって、それは何でもかんでも個人に関するものは個人に関する情報で、この網かけしている中に書いてあるのは、その中でも個人情報の定義だと思いの

ですけれども、「個人情報」という言葉はあまり使われていない理由って何かあるのですか。開示等のオペレーションができれば、こんな表現はどうでもいいと思っているのですけれども。そもそも個人情報という言葉自体が、私どもの中では多分特定の個人を識別できるという意味だと思っておりますけれども、一般の人から見ると、普通の職員さんから見ても、いわゆる個人に関する情報が個人情報と捉えられていると思うので、それはそれで構わないと思うのです。狭くする必要はない。何かあるのですか、特に個人情報という言葉を使っていない理由というか、事情というか。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根からお答えいたします。

65 ページのところのところに条例の第8条第1号の記載があります。最初に個人に関する情報の定義づけがありまして、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」という形になっております。これは個人に関する情報って広く捉えているので、先ほど上委員がおっしゃられていた個人情報という形のものよりもさらに広く捉えているという形で、この条例の規定が個人情報保護法とかよりもかなり古い規定で、情報公開のほうが先に条例として設定されているところもございまして、それでは「個人情報に関する情報」という表記になっています。具体的には「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述」ということで、条例の本文にそちらの記載をさせていただいているというのが最初の成り立ちになっていまして、関する情報というのは、氏名だけではなくて、それに付帯する情報がいろいろとあるものがほとんど行政のところでの情報という形になってまいりますので、そちらについて66ページの先ほど上委員がご指摘いただきました塗っ

ているところの下のところ「個人に関する情報」としては次のようなものが考えられるという形の解説につながっていくような、そんな仕立てでこの手引きをつくっているような形になっております。

職員が見て、個人に関する情報がどんなものなのかということの定義づけが分かるような形で丁寧には書いているのですが、これだけではもちろんなくて、それ以外のものも今日的には、先ほどありましたような音声データとか画像データみたいなものも入ってまいりますので、いろいろな要素のものが個人に関する情報としてはあるというような形を、この手引きの中で表現させていただいている形になっております。

○上委員 分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

では、報告事項の2番目については、ご意見、ご質問等、その他ないということで一度終わります。上委員から前の諮問事項に関わる手引きについてご質問を頂戴して、ただいまのやり取りということでございます。

その他、皆様からご発言等がありましたらお願いいたします。

小泉委員、お願いします。

○小泉委員 委員の小泉です。

17番の日暮里・舎人ライナーの混雑における件は、区が申込みを受け付けて登録したり、利用者証を発行したりということをして委託しているということなので何となく分かるのですけれども、その下の区民農園管理委託は、足立区の産業経済部で区民農園を貸していると思うのですが、ここに「募集・決定、農園の維持・管理を委託する」となっているのですけれども、個人情報といっても、地権者のことだとかいろいろあると思うのですが、名義貸しだとか、人気があつて、そういう利

用方法なんかも見聞きするのですけれども、管理というのは今現在どのようにやっています、委託業務としてどのような管理をするのでしょうか。

○山根区政情報課長 こちらの区民農園の事業につきましては、今、農業振興係で利用者を決めたりという形の事務も行っているところです。募集して、区のほうでどなたが希望されるかということと、誰が抽せんで当たったとか、場所はどこがいいという形で、人気があるところとそうでないところもあるとは聞いているのですけれども、農園の管理をする事業者が、使わなくなったよという方について、空きが出ますので次点の方かをご案内するという形を農業係が行うのではなくて、管理をしている事業者さんがデータをもって行くと聞いております。

それをこれから取り組んでいきたいと農業振興係で言っておりましたので、そちらを実現化することなのですから、データの取扱いとしましては、今まで区のほうで受付は行っていたものですから、誰がその農園を使うという情報自体は事業者には行っていなかったのですけれども、今度は受託事業者さんにそれをお渡しして管理をしてもらって、フローで言いますと、データのリスト自体のところを区のほうに、現時点で空いたところについては入ってきていますという形のことをお願いすると聞いています。農園自体の管理をやっていらっしゃる事業者さんが、そのところが分かっているということで、そのような手続で委託を進めていきたいと聞いております。

○小泉委員 人気があって又貸してみたいなことが、利用者さんが農地を管理しているのかどうか分かりませんが、そういうところまで把握しているというか、あくまでも決定した人の個人データは分かっているで

しょうけれども、実態というもののまで管理しているのですか。

○山根区政情報課長 申し込んだ方が使っているかどうかというご質問かなと思うのですけれども、管理は区の農業振興係が行うとか、実際に毎日誰が使っているのかまでの特定はなかなか難しいかと思うのですけれども、そういう情報があったときには調査をしたりとか、そういう形で指導したりということは所管でも行っていると思うのですが、今のところで言うと、受託事業者がするのか、それとも農業振興係が直接行うのかは、所管に確認してみないと分からないと思います。

○小泉委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他のご意見等ございますでしょうか。

その他、ご質問等ないようでしたら、報告事項は以上となります。

その他、委員の皆様から何かご意見、ご発言等はないですか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

## 5 閉 会

○川合会長 では、これで本日予定されている案件は全て終了となります。

委員の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

事務局からの連絡ですが、地下の駐車場をご利用されました委員の方々におかれましては、駐車券をお配りいたしますので、必要な方は事務局までお申しつけください。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議  
会はこれにて閉会とさせていただきます。

本日もご協力いただきまして誠にありが  
とうございました。